

岩手県告示第617号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成30年8月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 地域地区（臨港地区）
- 2 都市計画を変更した土地の区域 釜石市港町二丁目及び只越町一丁目の各一部（別紙図面のとおり。）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部並びに釜石市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。